

## 6月5日は「環境の日」です

産業環境課 内線278

環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められました。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」により「環境の日」が定められています。

「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしています。

扶桑町でも「環境基本法」に基づき「扶桑町環境基本計画」（平成22年）を策定しました。

## 身近でできる環境対策（生ごみ削減）

生ごみを削減することは焼却に使うエネルギーを減らし、二酸化炭素削減にもつながります。

- ① 生ごみの水切りをする。
- ② 紙・布ごみを分別収集や紙回収、資源回収に出す。
- ③ プラスチックごみを分別収集に出す。
- ④ 剪定枝は生ごみに入れない。（処分方法は年間行事予定表の4ページをご覧ください。）

環境に対する様々な取組について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 扶桑町環境にやさしい住宅改善促進事業補助金について

産業環境課 内線 273

既存の自己所有住宅の修繕・補修対象経費の最大20%を助成します。（最大上限は20万円です。）省エネエアコン、節水型トイレ、高効率給湯器への入替や障子・ふすま・クロスの張替にご利用ください。

※工事内容によって助成率や上限が異なりますのでお尋ねください。

※申請していない工事や交付決定前に施工された工事については助成しません。

※町内に本社を置く法人や個人の施行業者を利用して行う10万円以上の工事が対象です。

※工事内容により助成できないこともありますので事前にご相談ください。

▼問い合わせ 産業環境課

## 住宅対象侵入盗防犯対策補助が始まりました

総務課 内線 216

防犯意識の高揚及び安全で安心なまちづくりを推進するため、不法に家屋に侵入する犯罪等を未然に防止する住宅対象侵入盗防犯対策を自ら居住する住宅に実施する方に対し、費用の一部を補助します。

## ◆ 補助額

1世帯につき1回限りで、補助対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の2分の1の額（100円未満切り捨て）で上限1万円

## ◆ 期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで  
※ただし、各年度内に申請してください。  
年度をまたいでの補助金申請は出来ません。

## ◆ 補助対象になるもの

- ・ 玄関、勝手口等の出入り口の扉を、防犯対策に効果のある二重ロック等ができる扉に交換すること
- ・ 玄関、勝手口等の出入り口の錠に補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること
- ・ 窓サッシ等のガラスを防犯対策に効果がある防犯ガラスに交換すること
- ・ 窓サッシ等に防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること
- ・ 住居にテレビ付インターホンを取り付けること
- ・ 宅地内の屋外に防犯対策用砂利を敷くこと
- ・ 宅地内の屋外にセンサーライトを取り付けること
- ・ 宅地内の屋外に防犯カメラを設置すること
- ・ その他防犯対策で特に効果がある対策と町長が認めたもの

## ◆ 補助対象にならないもの

- ・ 防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、門灯等）
- ・ 警備会社の委託契約
- ・ 護身用具（防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等）

## ◆ 申請に必要なもの

- ① 補助金交付申請書及び補助金交付請求書
  - ② 同意書（賃貸住宅の場合は提出必要）
  - ③ 品名（規格）、購入日（工事日）、販売店（取付業者）印のある領収書
  - ④ 防犯対策施工後の写真
- ※ ① ②は、扶桑町ホームページからダウンロードできます。  
※ 総務課窓口で申請してください。